

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

お知らせ

本年より、確定申告時期の体制を強化し、2月18、25日及び3月3日の土曜日は通常業務をしております。



2月の税務・労務

12月決算法人の確定申告	2月中の
6月決算法人の中間申告	決算応答日
3,6,9月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	
・社会保険料・児童手当拠出金(1月分)の納付期限	2月29日(水)
・源泉所得税、特別徴収税額(1月分)の納付期限	2月10日(金)
・固定資産税の第4期分の納付	市の指定日
期限	

2月の行事・業務案内

- 1(火) 平成22年分贈与税の申告・納付受付開始(~3/15(火)まで)
- 3(金) 節分
- 11(金) 建国記念日
- 14(火) 聖バレンタインデー
- 16(木) 平成23年分所得税の確定申告・納付の受付開始(~3/15(木)まで)
- 18(土) 通常業務
- 25(土) 通常業務



当事務所が行っている業務

税務申告作成/税務経理相談/決算節税対策/税務調査立会い/記帳代行業務/給与計算/会計ソフト導入支援/保険相談/資金調達相談/経営相談/経営計画作成/起業支援/事業承継支援/相続対策/相続手続き代行/成年後見人/その他 弁護士・司法書士・社会保険労務士・行政書士・中小企業診断士と業務提携

顧問先様へ お願い

今年も確定申告の時期がやってきました

会計事務所のもっとも繁忙な時期を迎えました。

これを取り切るには、顧問先のみなさまのご協力が必要です。

この時期の私たちの任務は、確定申告期限までに個人顧問先様の申告をすべて完了させることです。

この事務に集中するため、法人の顧問先様の記帳は多少遅れます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

お願いしたいことは早期に資料をいただくこと

期日が迫ると余裕がなくなります。前倒しで事務を進めることで、品質の高い申告書作成に集中することができます。

顧問先様と余裕をもってご相談する時間を作るためにも、早期の資料提供に一層のご協力をお願いいたします。

社会保障と税の一体改革は

増税の無間地獄か!

政府は「社会保障と税の一体改革」の議論を開始しました。その素案には消費税率を平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%へ引き上げる予定としています。しかし、岡田克也副総理は「改革に必要な増税は、今回の10%には入っていない」と述べているように、社会保障財源が足りなければ、消費税率をさらに引き上げると述べています。消費税率を上げなければ将来世代に負担を引き継ぐからという世代間格差の解消を問題にしています。しかし、将来世代を養うのは今の子育て世代です。不安定雇用や低賃金をそのままにして、本来に将来世代のための政策といえるのでしょうか。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号
Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
URL: http://kskj.jp

税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)
【取次会社】(生命保険)大同、(ビジネス)MJS、弥生会計
(生保・損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)

今号の紙面

- 確定申告期のお願い ○ 一体改革って一体何?
- 今年の確定申告のポイント ○ 所得税改正事項の説明
- **Q&A** 年金所得者の申告Q&A~申告は本当に不要?

今年の確定申告のポイント

今年度分から扶養控除・障害者控除等の改正があります。
 なお、保険会社等から年金保険を受け取られてる方は、
 計算方法が変わっている場合があります。ご連絡ください。

確定申告チェック表	
項目	チェックの内容
共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等には収支内訳書が必要です。
	給与所得等の源泉徴収票は、原本の添付が必要です。(電子申告の場合は5年間の本人保管)
	給与所得以外の所得が20万円以下であっても、還付申告をする場合は20万円以下の所得も申告が必要です。
	損益通算ができる損失は、不動産・事業・山林所得です。譲渡所得については特定の居住用財産の売却の場合に損益通算することができます。
	株の譲渡や先物取引、FX(くりっく365)の損失は、申告により繰り越すことができます。
医療費	補てん金は未収であっても見積もりにより控除します。
	差額負担金から10万円(又は所得金額の5%かいずれか低い方)を引いていますか。
	領収書の添付がされていますか。(電子申告の場合は5年間の本人保管)
	同居していなくても生計を一にする親族にかかる分(田舎の親等)も適用できます。
寄付金	領収書、証明書の添付がされていますか。(電子申告の場合は5年間の本人保管)
	限度額は総所得額の40%、特定寄付金の額から控除する金額(適用下限額)が5千円から2千円に引き下げられました。
	政党等寄付金税額控除の選択と有利判定をしましたか。※
小規模共済	支払った小規模共済共済金掛金。個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金の合計額。
生命保険料	支払った生命保険料の合計額により算出(上限5万円)・個人年金保険料についても同様。(両方で最大10万円)
損害保険料 地震保険料	H18年以前に契約した長期損害保険(保険期間10年以上)の保険料は控除対象 地震保険は支払額(5万円上限) 併用での控除も可能
特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ)の控除額は63万円です。
寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚・・・扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば制限なし
	②死別・・・・・・・扶養親族なしの場合、合計所得が500万円以下
	③特別の寡婦・・・扶養親族である子を有し、かつ合計所得が500万円以下
	(2)寡夫 死別・離婚とも生計を一にする子がおり、かつ合計所得が500万円以下
配偶者特別控除	合計所得金額が1000万円を超える場合や配偶者が事業専従者である場合は適用できません。
障害者控除	一般の障害者・特別の障害者・同居特別の障害者に改正されました。
配当控除	外国法人や利息、収益分配などの配当は含まれません。
	課税所得が1000万以下の場合は10%、それを超える場合は5%になります。
住宅ローン控除	平成11年1月1日から平成18年12月31日まで、又は平成21年1月1日から平成23年12月31日までに入居し住宅ローン控除を受けている場合 一定の条件に合致した場合、住民税からローン控除を受けることができます。
特定住宅改修控除	バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事をし平成21年4月1日以後に入居した場合 ローンの有無に関係なく一定の条件のもとで税額控除を受けることができます
住宅耐震改修控除	家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合。
認定長期優良住宅	認定長期優良住宅の新築又は新築で購入して、平成21年6月4日以後に入居し、一定の要件を満たした場合。

※
$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{政党に対する} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \right] \times 30\% = \begin{array}{l} \text{政党等} \\ \text{寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満} \\ \text{の端数} \\ \text{切り捨て} \end{array} \right]$$

所得税確定申告の改正ポイント

5つの改正項目に注目!

震災や政治の混迷のため、平成23年度税制改正作業は難航しましたが、今年(平成23年分)の確定申告に影響のあるいくつかの改正点をご紹介します。

今年の改正項目は多岐にわたっているのが特徴ですが、大別すると、「通常の改正事項」、「申告手続に関する改正事項」、「今年確定申告には直接影響しないが、確定申告に合わせて手続しておかないと後で適用が出来ない事項」となります。

平成23年分確定申告における改正事項

- ① 扶養控除の改正
- ② 認定NPO法人等に対する寄附金に係る特別控除の創設
- ③ 税務手続の電子化に伴う改正
- ④ 年金所得者の申告手続の簡素化
- ⑤ 申告義務のある者の還付申告書の提出期間

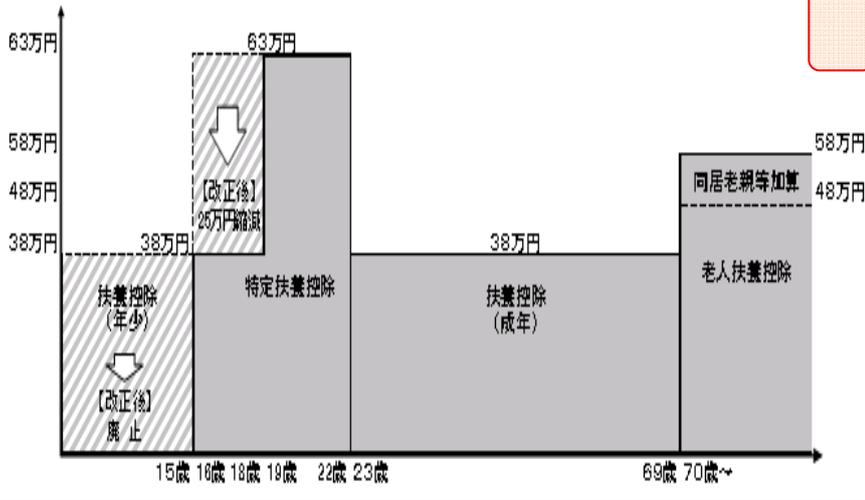
扶養控除の改正

年末調整の際にもご案内しましたが、子ども手当の支給や公立高校無償化の影響で、扶養控除が改正されています。

具体的には、年少扶養控除(15歳以下の者を扶養する者に適用される所得控除)で、年間1人38万円が平成23年分からなくなりました。

更に、16歳以上18歳以下の者に対する扶養控除については、上乗せ部分であった25万円が廃止され、扶養控除の額が38万円となりました。

ちなみに、19歳以上22歳以下の者に対する特定扶養控除は、現行のまま(38万円+25万円=63万円)です。



認定NPO法人等に対する寄附金に係る特別控除の創設

寄附金控除については、平成23年分から次の2つの制度が創設されました。

(1) 認定NPO法人寄附金特別控除の拡充

認定NPO法人に対して支出したその認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金については、その年中に支出したその寄附金合計額(総所得金額等の40%が限度)が2000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得控除額の25%が限度)をその年分の所得税額から控除することとされました。

(2) 公益社団法人等寄附金特別控除の創設

国等への寄付である特定寄附金のうち、次の①から④に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限りま)に対するもの(税額控除対象寄附金)については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の合計額(総所得金額等の40%が限度)が2000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得控除額の25%が限度)をその年分の所得税額から控除することとされました。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 学校法人等
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人

その他、電子証明書等特別控除について、税額控除額が、5000円から4000円に引き下げられましたのでご注意ください。

申告手続に関する改正事項

申告手続に関する改正事項としては、「年金所得者の申告手続の簡素化」と「申告義務のある者の還付申告書の提出期間」があります。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等以外の所得金額が20万円以下の者については、確定申告書を提出しなくてもよいとされました。ただし、他の所得がある場合には、住民税の申告は必要ですので「留意ください」。(Q&A参考)

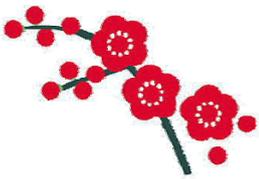
また、所得税の確定申告書の提出期間(その年の翌年2月16日から3月15日まで)について、申告義務のある者の還付申告書の提出期間は、その年の翌年1月1日から3月15日までとされました。

忘れてはいけない重要な手続

最後に、今年の確定申告に直接影響しませんが、確定申告に合わせて手続しておかないと後で適用が出来ない事項として、「雇用促進税制の事前手続」を取り上げます。

雇用促進税制は、個人事業者の場合は平成24年分から適用開始となり、雇用者増加数2人以上(中小企業者等)、かつ雇用増加割合10%以上の要件を満たす場合に、雇用者増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられる(所得税額の20%が限度)というものです。重要なのは、この制度の適用を受けようとする、事前に雇用促進計画等をハローワークに届け出る必要があるということです。個人事業者が平成24年分からこの制度の適用を受けようとする、平成24年3月15日までに届出が必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>



Q&A コーナー

年金所得者の申告不要制度について

公的年金等の受給者は一定の条件のもとで申告不要と聞きましたが、本当に申告しなくてもよいのですか。

Q 申告不要の適用要件を満たしていても、源泉徴収税額がある場合には申告しなければなりません。

A 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には申告不要を選択することができますが確定申告書を提出することで、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

Q 所得税で申告不要を選択した場合は、住民税も申告不要となるのですか。
A 所得税で申告不要を選択した場合でも、住民税の申告は必要です。

Q 申告不要を選択した場合は、医療費控除の適用は受けられないのですか。
A 申告不要を選択した場合は、医療費控除の適用を受けることはできません。

源泉徴収税は人的控除以外の事由は考慮されていないため医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・寄附金控除・生命保険料控除・地震保険料控除や税額控除などがある場合は確定申告をすることにより所得税の還付を受ける事ができる場合があります。また、所得税に影響がなくても住民税が安くなる場合があります。

Q 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項に異動や訂正がある場合でも、申告不要を選択することができますか。

A 申告不要を選択できますが、扶養親族等申告書の記載事項に異動や訂正がある場合には、確定申告を行うことによって、所得税の還付を受けることができる場合があります。

Q 生計を一にする子どもがいますが、申告不要を選択した場合には、その子どもの扶養親族になることはできるのですか。

A 申告する、しないに関わらず合計所得金額が38万円以下であれば、生計を一にする子どもの扶養親族になることができます。